

表示一元化法検討に対する意見要旨

一般社団法人日本植物油協会

専務理事 神村 義則

1. 熟議の必要性

現在の検討会の議論推移をみると、表面的・観念的議論に流れがち。ある委員が、論理的議論への誘導を試み、議論が進むかと見えた瞬間に、すぐに声の大きい観念論的議論がその進行を妨げる傾向がみられる。

食品衛生法は昭和 22 年、JAS 法は昭和 25 年、健康増進法（栄養改善法）は昭和 27 年成立の法律で、我が国の食品行政を支えてきた実績ある基幹法令であり、科学実証性と緻密な論理性により構築されている。表示はこれら法令の一部を構成するものであり、一元化を図ることは食品行政の根幹否定にも結び付く部分も生じると考えられる。したがって、これら現行法律の意義を議論することから開始しなければならない。

これまでの議論は、そのような重みを一切感じさせない表面的・観念的議論に終始している。消費者庁は、これほどに軽い制度であると考えているのか。今からでも遅くないので、原点に立ち返り、歴史の重みを踏まえて熟議を開始するべきである。

2. 同床異夢

議論は、基本概念の確認から開始し、一つずつ概念の整理・確認をして進めなければならないが、委員の議論を聞く限り、それぞれが勝手な概念を作り上げ、意見を述べておられるとの疑念を抱く部分がある。消費者庁は、現行法令の概念について、委員に丁寧な説明をする義務を放棄している。このことが、議論の収斂を見ない要因になっていることを認識しなければならない。

少なくとも、次の概念が明確にされねばならない。

- (1) 食品とは何か
- (2) 食品表示における原材料とは何か
- (3) 原材料概念に基づく原産地とは何か

消費者庁は、これらをどのように整理しているのか明確にするべきである。これらの概念整理をしないまま、議論を進めることは消費者庁の怠慢である。

3. 表示に関する基本理念

表示とは、内容物に関する品質情報、安全に食べるための順守事項、責任の所在を伝達する手法であると考え。同時に、記載する空間が限られており、情報の重要度を整理し、効率的に記載するという現実的問題を考慮しなければならない。

表示は同時に、科学的立証性を伴うことが求められる。これがなければ、不当表示の氾濫を招くことを銘記すべきである。

検討会の議論は、この点に関し矛盾多きものとなっている。

4. 用語の統一について

法令上の用語と、社会通念上の用語とが異なることはしばしばみられることである。法令において、その用語が用いられている意味を十分に検証しないまま、単に表現の相違だけをもって、用語の統一を叫ぶことは愚かしいことと考える。

5. 義務を課すことについて

刑事罰を伴う義務を課す対極に、制度実施者（政府）は責任をもって監視・監督する責務が発生する。この点においても、3 に述べた立証性が重要な要件となる。現在の消費者庁に、それだけのポテンシャルがあるとは考えないが、どのように対処するのか考え方を明確にすることが必要と考える。